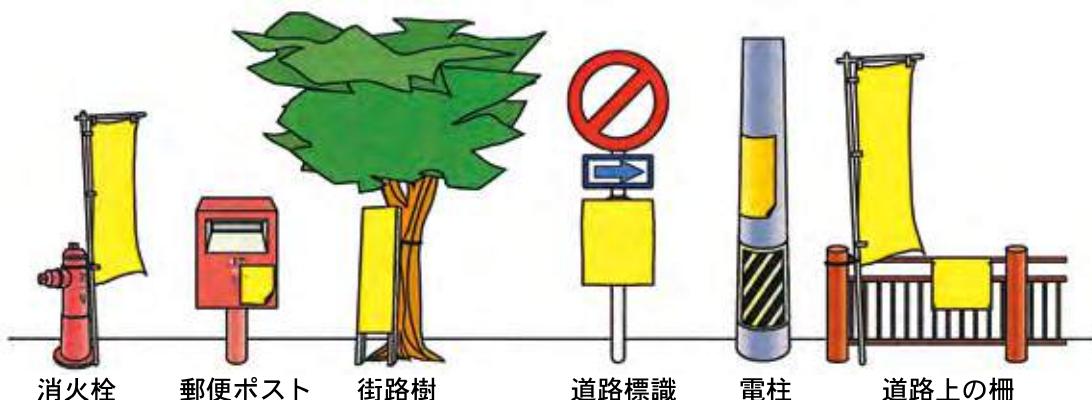


2. 屋外広告物表示禁止物件

次の物件には、原則として屋外広告物を表示・設置できません。

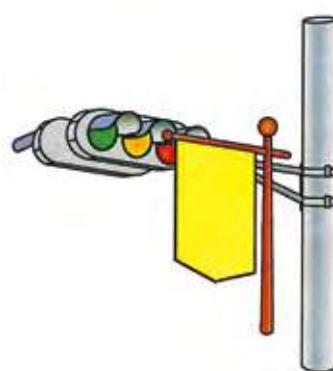
- 橋、高架構造物、トンネル及び擁壁
- 街路樹、路傍樹、道路上の柵(さく)、駒止(こまどめ)
- 信号機、道路標識、道路交通情報管理施設、カーブミラー
- 電柱、街路灯柱（前ページに定める基準に適合する場合を除く。）
- 地下道・地下鉄の出入口の上屋（前ページに定める基準に適合する場合を除く。）
- 公衆電話ボックス、郵便ポスト、バス停留所の上屋（別に定める基準に適合する場合を除く。）
- 火災報知機、消火栓、消防の望楼、警鐘台
- 路上変電塔、パーキング・チケット発給設備
- 送電塔、送受信塔、ガスタンク、貯水塔
- アーケードの柱（別に定める基準に適合する場合を除く。）
- 銅像、記念碑、保存樹



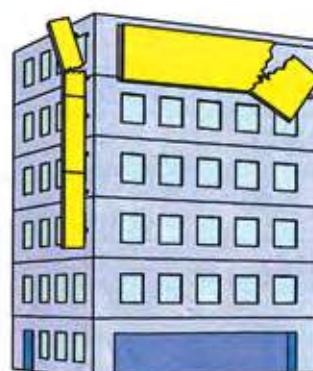
3. 禁止屋外広告物

次の屋外広告物は、その表示・設置を禁止しています。

- 地色に彩度15以上の色を使用したもの
- 蛍光塗料又は夜光塗料を使用したもの
- 広告物を表示しない面が見える場合、この面が塗装されていないもの
- 汚染、退色、はく離、又は破損したもの
- 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 信号機又は道路標識等の効用を妨げるなど、道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの



倒壊又は落下のおそれがあるもの